

生活保護減額初の賠償命令

名古屋裁判決 国が逆転敗訴

生活保護費の基準額引き下げは憲法が保障する生存権を侵害し生活保護法に違反するとして、愛知県内の受給者13人が居住自治体による減額処分を取り消しと国への感謝料を求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は30日、「厚生労働相は裁量権の範囲を逸脱し、重大な過失がある」として、請求を退けた一審名古屋地裁判決を取り消し、国に1人1万円を支払いを命じた。減額処分も取り消した。

り消した。

【4、26面に関連記事】

生活保護法に加え、国家賠償法上も憲法と結論付けられた。原告弁護団によると、全国各地で提訴された同種訴訟で、賠償を命じる判決は初めて。厚生省は「判決内容を精査し、関係官庁や自治体と協議し、適切に対応したい」とコメントした。厚生省は物価が下落したとして、2013～15年の3年間で基準額を平均6・5%引き下げ、計670億円を削減した。訴訟では、厚労相の引き下げの判断に裁量権の逸脱や乱用があったかどうか争われた。

名古屋川恭弘裁判長は判決理由で、厚生相が行った①生活保護基準額の水準と消費実態との乖離の解消（ゆがみ調整）②物価動向を踏まえた減額（デフレ調整）③について「客観的な数値などとの合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く。裁量権の逸脱は明らかで、重大な過失がある」と

判決22件中12件で減額処分を取り消している。20年6月の一審名古屋地裁判決は、厚生相の引き下げ判断に「過誤や欠落があるとは言えない」として請求を棄却。原告側が控訴した。

し、憲法と指摘した。過去に例がない大幅な引き下げで、原告ら受給者はさらに余裕のない生活を強いられたと強調し、減額処分の取り消しだけでは被った精神的苦痛の全てが慰謝

されないとして、国に賠償を命じた。一連の訴訟で高裁判決は、原告側の逆転敗訴となった今年4月の大阪高裁に続き2件目。同種訴訟は29都道府県で起こされ、一審

判決22件中12件で減額処分を取り消している。20年6月の一審名古屋地裁判決は、厚生相の引き下げ判断に「過誤や欠落があるとは言えない」として請求を棄却。原告側が控訴した。

「やっと認めてもらえた」

原告男性判決かみしめ

生活保護減額訴訟

「やっと認めてもらえた。長い闘いだった」。生活保護費の基準額引き下げを巡る訴訟で、30日に言い渡された控訴審判決を名古屋高裁の法廷で聞いた原告の沢村彰さん(57)＝愛知県豊橋市＝は「高裁の判断により、(生活保護費に関する計算方法などが)おかしい」ということが表面化した。この流れが全国の裁判に広がってほしい」と判決をかみしめた。

【一面に本記】

判決言い渡し直後、高裁からめくくひとした足取りで現れた弁護士らが「完全勝訴」司法は生きていた」と書かれた紙を広げると、外で判決を待った支援者からは歓声が湧き起こった。

名古屋市の会社員水上亨さん(50)は「一審判決後、怒りを込めて裁判を見守った。逆転勝訴となり全国の生活保護者の希望となってほしい」と喜びを分かち合った。

その後、原告と弁護団が記者会見。原告の名古屋市の女性(72)は引き下げ後の暮らしが口にした。「毎日の必需品が必要になるが、それを節約するために、どれだけ苦労したか。頑張

生活保護費の減額処分を取り消し、国に賠償を命じた名古屋高裁判決を受け、記者会見する原告の女性と男性＝30日午後、名古屋市

って生きていくのが、今も1円でも節約している」

同席した内河恵一弁護団長は「判決は人間らしい言いぶりがあった。感謝料を認め、生活保護が十分との言い方で心を打った。私たちの獲得できる最



高のものだ」と笑顔で語った。